

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 国及び地方公共団体の責務

被害者の保護に被害者の自立を支援することを含むものとする。 (第二条関係)

## 第二 基本方針及び都道府県基本計画等

一 基本方針の記載事項に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加すること。 (第二条の二第二項

第三号関係)

二 都道府県基本計画の記載事項に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項を追加すること。 (第二条の三第二項第三号関係)

## 第三 配偶者暴力相談支援センター等

一 配偶者暴力相談支援センターが行う一時保護の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしては

ならないものとする。 (第三条第五項関係)

二 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができるものとする。 (第四条関係)

#### 第四 協議会

一 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者 (五において「関係機関等」という。) により構成される協議会 (以下「協議会」という。) を組織するよう努めなければならないものとする。 (第五条の二第一項関係)

二 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができるものとする。 (第五条の二第二項関係)

三 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。 (第五条の二第三項関係)

四 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表し

なければならぬものとする。 (第五条の二第四項関係)

五 協議会は、三に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとする。 (第五条の二第五項関係)

六 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。 (第五条の三関係)

七 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。 (第五条の四関係)

## 第五 保護命令

### 一 接近禁止命令等

1 接近禁止命令 (第十条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。)

被害者 (配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫 (以下第五において「身体に対する暴力等」という。)) を受けた者に限る。

以下一において同じ。) が、配偶者 (配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚

をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下一及び四において同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下1において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。 （第十条第一項関係）

## 2 第十条第二項の規定による命令

### (一) 期間

第十条第二項の規定による命令の期間を一年とすること。 （第十条第二項関係）

### (二) 禁止行為

第十条第二項の規定による命令において、次の(1)から(5)までの行為をしてはならないことを命ずる対象とすること。 （第十条第二項関係）

- (1) 緊急やむを得ない場合を除き、連続して、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下（1）及び5（一）において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下一において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (2) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
- (3) 被害者の性的羞恥心を害する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下（3）において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- (4) 被害者の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置

情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下（4）において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下（4）及び（5）において同じ。）（5）に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

（5） 被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

### 3 第十条第三項の規定による命令

被害者がその成年に達しない子（以下3において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ

り、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下3において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して第十条第二項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限るものとする。 （第十条第三項関係）

#### 4 第十条第四項の規定による命令

第十条第四項の規定による命令の期間を一年とすること。 （第十条第四項関係）

#### 5 電子メールの送信等

2(1)及び(2)の「電子メールの送信等」とは、次のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいうものとする。 （第十条第六

項関係)

- (一) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- (二) 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

二 退去等命令

第十条の二の規定による命令の期間について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間とすること。（第十条の二関係）

三 管轄裁判所

接近禁止命令の申立ては、当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地を管轄す

る地方裁判所にもすることができるとすること。(第十一条第二項第二号関係)

#### 四 接近禁止命令等の申立て等

接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立てを行う書面の記載事項について、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情等とすること。(第十二条第一項関係)

#### 五 保護命令に関する手続

##### 1 期日の呼出し

(一) 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてするものとする。(第十四条の二第一項関係)

(二) 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰

することができないものとする。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでないものとする。 (第十四条の二第二項関係)

## 2 公示送達の方法

保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してするものとする。 (第十四条の三)

関係)

## 3 電子情報処理組織による申立て等

(一) 保護命令に関する手続における申立てその他の申述 (以下3において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。(二)及び(四)において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの (当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、

最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下（一）及び（三）において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができるものとする。

（第十四条の四第一項関係）

（二）（一）によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。 （第十四条の四第二項関係）

（三）（一）によりされた申立て等は、（一）の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなすこと。 （第十四条の四第三項関係）

（四）（一）の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下（四）において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない

ものとする。 (第十四条の四第四項関係)

(五) (一)によりされた申立て等が(三)に規定するファイルに記録されたときは、(一)の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないものとする。 (第十四条の四第五項関係)

(六) (一)によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、(五)の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とすること。 (第十四条の四第六項関係)

#### 4 三項命令の取消しの申立て

(一) 三項命令 (第十条第三項の規定による命令をいう。以下(一)及び(二)において同じ。)を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができるものとする。 (第十七条第三項関係)

(二) 裁判所は、(一)の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならないものとする。 (第十七条第四項関係)

(三) (一)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(第十七条第五項関係)

(四) (一)の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じないものとする。 (第十七条第六項関係)

(五) 第十五条第三項及び第十六条第七項の規定は、(一)の場合について準用するものとする。 (第十七条第七項関係)

## 5 民事訴訟法の準用

保護命令に関する手続に関して準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定及び所要の読替えについて定めること。 (第二十一条関係)

## 第六 罰則

一 保護命令に違反した者に対する罰則

保護命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処するものとする。 (第二

十九条関係)

二 守秘義務違反に対する罰則

第三の一又は第四の六に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処するものとする。 (第三十条関係)

第七 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第八 附則

一 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第四条まで及び  
第七条関係)

二 関係法律の整備

関係法律について所要の改正を行うものとする。 (附則第五条及び第六条関係)

三 検討条項

この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。 (附則第八条関係)